

ハト等へのエサやりは やめてください！

令和7年4月1日施行



- 公共の場所でハト等への^{きゅうじ}給餌を行うことを禁止します。
- ハト等への^{きゅうじ}給餌による被害を公共の場所に生じさせることを禁止します。

条例の要約については、裏面をご覧ください。



板橋区 ハト



東京都板橋区ハト等への給餌による被害防止条例 (要約)

条例に対するそれぞれの責務

◆区の責務

ハト等への給餌による被害防止のために、区民や関係者と連携協力し、施策の効果が最大限に発揮できるよう努めます。

◆区民等の責務

給餌による被害を生じさせないように努め、区が実施する施策に協力してください。

◆事業者及び団体の責務

区が実施する施策に協力してください。

◆関係行政機関の責務

区民等、事業者及び団体の取組や、区の施策に協力してください。

指導・勧告・命令・過料について

◆違反行為への指導

違反の内容に応じ、指導を行います。

◆勧告、命令、過料(ハト等への給餌による被害を公共の場所に生じさせた場合)

正当な理由なく指導に従わないときは、勧告を行い、正当な理由なく勧告に従わないときは、当該行為の是正又は中止を書面により命じ、正当な理由なく命令に従わないときは、5万円以下の過料を処します。

<問い合わせ先>

資源環境部 環境政策課 自然環境保全係 電話:03-3579-2593